

弘前大学レンタルラボ利用要項

〔平成22年4月30日〕
理事（研究担当）裁定
一部改正：H27.4.28
一部改正：H30.3.23

（目的）

第1 この要項は、弘前大学レンタルラボ利用細則（平成22年細則第12号）第12条第2項の規定に基づき、弘前大学レンタルラボの利用に際し遵守すべき事項を定めるものとする。

（経費の種類）

第2 利用者が負担する経費は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 利用料
- (2) 光熱水料等
- (3) 通信料
- (4) その他利用者が負担すべき経費

（経費の負担方法等）

第3 第2第1号に定める利用料は、別表第1に定める額とする。ただし、次の各号に該当する場合の利用料は別表第2にそれぞれ定める額とする。

- (1) 本学職員及び企業等との共同研究等により使用する場合
- (2) 外部資金により採択された事業で本学が実施機関として関わる場合
- (3) 本学の職員が関わるベンチャー企業の場合
- (4) 本学の学生が起業したベンチャー企業及び本学の学生が起業準備を目的として使用する場合

2 前項に定める利用料については、利用に際しあらかじめ本学の指定する日までに2か月分以上を納付するものとする。ただし、利用期間が2か月に満たない場合については、利用期間に応じ、所定の利用料を納付するものとする。

3 第2第2号から第4号までに係る経費は実費負担とする。

4 経費は、利用者が財務部財務管理課に支払うものとする。

5 一度納付した経費については、原則これを返還しない。

6 利用料は、必要に応じて改正するものとする。

附 則

この要項は、平成22年4月30日から実施し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年7月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月28日から実施し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成30年3月23日から実施する。

別表第 1

弘前大学レンタルラボ利用要項第 3 に定める利用料

建物名	室名	面積 (㎡)	月額 (円)
コラボ弘大	521 号室 522 号室	97	室内をブースに仕切って使用するため、室内共用スペースも併せ 1 ブースあたり 10,000 円とする。
	523 号室	47	53,300 円
	524 号室	49	55,600 円
	621 号室	31	35,200 円
	622 号室	34	38,600 円
	623 号室	56	63,500 円
	624 号室	64	72,600 円
	625 号室	35	39,700 円
	626 号室	32	36,300 円
	627 号室	37	42,000 円

一者が一室を専有する場合は、上記表の月額とする。ただし、二者以上が共用する場合は 1 ㎡あたりの月額単価を 1,134 円として各者の専有面積に乗じた上で 100 円未満を切り上げて算出した金額をもって按分とする。

別表第 2

弘前大学レンタルラボ利用要項第 3 に定める利用料

建物名	室名	面積 (㎡)	月額 (円)		
			第3第1号及び第2号	第 3 第 3 号	第 3 第 4 号
コラボ弘大	521 号室 522 号室	97	1 ブースあたり 5,000	1 ブースあたり 3,400	1 ブースあたり 2,500
	523 号室	47	26,650	17,800	13,400
	524 号室	49	27,800	18,600	13,900
	621 号室	31	17,600	11,800	8,800
	622 号室	34	19,300	12,900	9,650
	623 号室	56	31,750	21,200	15,900
	624 号室	64	36,300	24,200	18,200
	625 号室	35	19,850	13,300	10,000
	626 号室	32	18,150	12,100	9,100
	627 号室	37	21,000	14,000	10,500

一者が一室を専有する場合は、上記表の月額とする。ただし、二者以上が共用する場合は 1 ㎡あたりの月額単価を 1,134 円として各者の専有面積に乗じて算出した金額に、第 3 第 1 号及び第 2 号は 1/2、第 3 第 3 号は 1/3、第 3 第 4 号は 1/4 を乗じた上で 100 円未満を切り上げて算出した金額をもって按分とする。